

平和への思いはあふれる NONN札幌平和行進



5月21日に行われた札幌平和行進に札幌支部も参加しました。ロシアのウクライナ侵攻で、核の脅威が身近に感じられるようになった中で、唯一の被爆国である日本に住む私たちは、どのように向き合っていけばよいか、考えるきっかけとなった平和行進でした。

広島や長崎の原爆の被害を考えたとき真っ先に思い浮かぶのは、「真っ黒に焦げた遺体」や、「眼球が飛び出たまま死んでいる人」など、見るも悲惨な光景です。しかし、その悲惨な状況の背後には、人々の「日常」があり、未来に希望を抱いて生きていたということを忘れてはなりません。

被爆者は、私たちにたくさんそのことを語ってくださいます。その語りの裏には、その人自身が抱える耐え難い葛藤があったかもしれません。また、「語らない」「選択をした人」「語るこゝろがない」「人だちも多くなるとは思いません。被爆者が語り、核の廃絶を訴えるのは、その人自身の生を肯定する営みだからなのではないでしょうか。昨年の原水爆禁止世界大会の中で、「友達は、戦争の時代

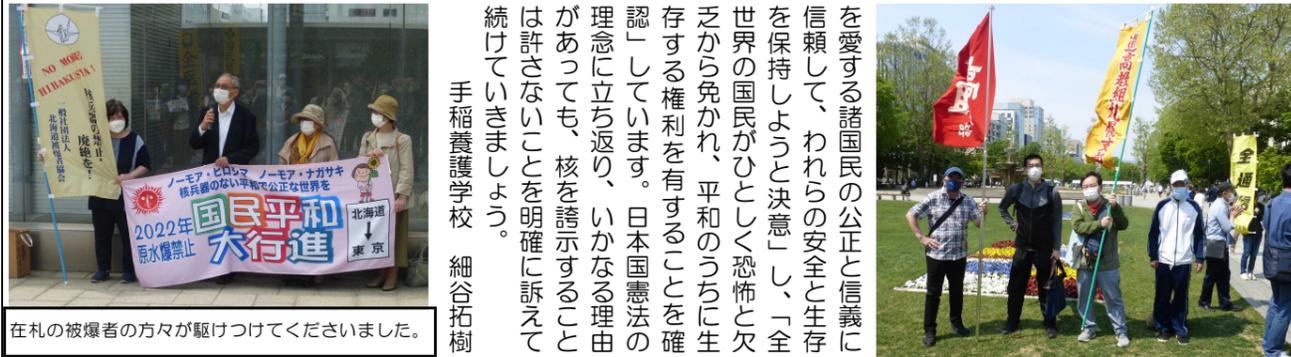
しか生きることができなかった。そのことを思うと胸が苦しい。友達のために、政府は一刻も早く核兵器禁止条約の批准を」と力強く訴えている方がいました。核廃絶の訴えを被爆者のみに負わせるのではなく、私たち一人ひとりが考え声をあげることが重要です。

今回のロシアとウクライナの戦争では、プーチン大統領は、核の先制使用も辞さない構えです。怖いと思う人がいるのも当然です。少しでも怖いと感じるなら、国際法上禁止されている「武力による威嚇」を肌で感じているということだと思います。日本でもこの機に乗じて政治家たちが、日本にも核が必要だと主張します。もっと日本が強くなければ他国に攻撃されるのではという不安から、そのような主張に流されてしまうこともあるでしょう。しかし、被爆者が教えてくれていることをもう一度考える必要があります。被爆者を前にして、どうして核抑止力を肯定できるのでしょうか。この国が核の有用性を少しでも認めらるなら、被爆者に対する侮辱に他なりません。

日本国憲法の前文は、「平和

を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し、「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」しています。日本国憲法の理念に立ち返り、いかなる理由があっても、核を誇示することは許さないことを明確に訴えて続けていきましょう。

手稲養護学校 細谷拓樹



原水禁世界大会に参加しませんか？ロシアの影響から昨年に引き続き北海道代表団の一員として、オンラインで参加していただくこととなります。現地派遣に比べると拘束される時間が短く、負担も少ないのが利点です。今年の日程は、8月4〜6日と9日です。できるだけ4日間すべて参加できる方を募集します。参加費については高教組札幌支部がすべて負担いたしますので、参加希望する方は奮って申し出てください。

ロシアがウクライナ侵略に際して、核兵器を運用する部隊に特別態勢を命じ、世界を威嚇する一方で、核兵器禁止条約第1回締約国会議が6月21日からウィーンで開催されます。間近に迫った参議院選挙や8月1日からのNPT再検討会議など、核兵器や平和・共存をめぐる激しいせめぎ合いのまったなかで開催されるのが今年の世界大会です。戦争の即時停止を求め、人類と地球の未来のために、被爆者とともに核兵器のない平和で公正な世界を実現するために集ってみませんか。

今年も夏・冬・春・秋の4回、はばたき紙面を通じて、教職員のみならず高教組札幌支部への「闘争・平和カンパ」をお願いしています。ご協力ください。

毎年、夏・冬の2回、「はばたき」紙面を通じて、教職員のみならず高教組札幌支部への「闘争・平和カンパ」をお願いしています。ご協力いただきましてまことにありがとうございます。

お寄せいただいた「カンパ」は、「はばたき」発行や賞金闘争をはじめ、原水禁世界大会への代表派遣などに活用させていただきます。

この間、全国に先駆けて一年単位の变形労働時間制の職場導入など超勤解消をめぐる危険な動きをはねのけ、働きやすい職場づくりをめざして運動を進めてきました。道教委との定年延長導入をめぐる交渉にも、より良い制度導入に向けて全力を注いでいきたいと思えます。皆様の物心両面でのご支援ご協力をお願いいたします。

はばたき 定年延長と再任用の待遇格差をなくす

道高教組札幌支部
札幌市中央区大通西12丁目
高等学校教職員センター3階
TEL 011-271-5875
FAX 011-271-5895
https://koukyousapporo.jimdo.com/

「改定案」から見えてくる問題点

道教委は、定年延長制度について2023年度から段階的に実施し2032年度の完成をめざす計画を策定中です。教職員組合との交渉を経たうえで、9月道議会での条例決定をめざしています。現在、「定年引上げ後の人事制度等の検討の参考とする」ために、今年度58・59歳になる教職員を対象に「定年引上げに関するアンケート」を実施しています。その際に添付された「検討案」に道教委の現在の考え方が示されています。

「検討案」は、国家公務員に示されている改定の柱が踏襲されています。その柱として、①給与水準は退職時の7割、②役職定年制（特別任用あり）導入、③退職手当算定に「ピーク時特別」適用、④定年前再任用短時間勤務導入、⑤現行同様の暫定再任用制度

併用等、が示されていますが、危惧されてきた問題点はそのまま残存しています。

まず、給与が7割の水準に押しとどめられているだけで、大きな問題ですが、加えて、定年延長完成までに給与上昇カーブをなだらかに叩き直す作業を始めるという点です。総人件費抑制の姿勢が貴かれ高齢職員にとどまらず、40歳代くらいから賃金が押さえつけられることになり、ライズサイクルで最も支出が多い時期に家計が直撃を受けてしまいます。

また、役職定年制については、教職員のなり手不足・とりわけ管理職のなり手不足の時代にあえて導入すべきなのでしょうか？一方、管理職が教諭として一般の教諭と同じ職務についても4万円以上高い賃金が補償されることは現

場に受け入れられるのでしょうか？様々な角度から検討すべき課題が多い制度です。

さらに、現行の制度を基本とした暫定再任用制度は、定年延長で補償される生活との格差が大きすぎます。教諭で比べると定年延長は月額291300円、再任用はフルタイムで273000円で、月額で17000円、年額では24万円ほど安くなります。さらに再任用には扶養手当・管理地手当・へき地手当などがなく、格差はさらに広がります。毎年のように異動を余儀なくされる再任用者は後を絶ちません。

これまで放置し続けてきた再任用の問題が一挙に噴き出しました。元来再任用は、雇用と年金の接続のために導入された教職員の待遇と格差を設けるべきではありません。

定年延長制度が国会で成立した際には以下のように付帯決議が付けられています。

【地方公務員法改正法附帯決議】

二(中略)また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等の一層の努力を行わなければならない

三(中略)必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員

員の確保のため、必要な配慮を行うこと。

九 地方公共団体における定年の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、円滑な実施を図るよう配慮すること。

これらを生かした再任用制度改正が是非とも必要です。現在、近々行われる道教委と道高教組との交渉に向けて「道職員・教職員の定年引上げに関する要求署名」を職場でとりくんでいます。7月半ばの締切です。皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いします。

高校・特別支援の教諭再任用率
2年連続のダウン
相変わらずの低水準
小中学校教諭は過去最高を記録

道教委が再任用率を明らかにしました。小学校・中学校教諭はそれぞれ95.2%、92.4%となり、過去最高の任用率となりました。

一方、道立学校教諭は高校・特別支援学校ともに2年連続のダウンにより、高校が3.4%・特別支援75.0%と、低水準にとどまりました。小中学校よりも20%もの差が生じました。

2022(R04)年度再任用の状況

	高等学校					特別支援学校					小学校		中学校	
	定年退職者数	再任用申込者	再任用者数		任用率	定年退職者数	再任用申込者	再任用者数		任用率	任用率	任用率		
			総数	フル	短時間			総数	フル	短時間				
校長	34	23	14	13	1	8	4	1	1	1	25.0	66.1	60.9	
教頭	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0		
主幹教諭	1	1	1	1	1									
教諭	250	199	146	127	19	70	48	36	36	2	75.0	95.2	92.4	
養護教諭	15	13	10	10		3	3	2	2		66.7	77.8	100.0	
栄養教諭						1	1				0.0	100.0		
事務職員	16	8	8	6	2	10	4	4	3	1	100.0	100.0	83.3	
実習助手	12	9	6	6		4	3	2	2		66.7			
寄宿舎指						14	7	5	5		71.4			
技能労務	5	5	5	5		5	5	5	5		100.0			
計	335	260	191	169	22	73.5	116	56	55	1	73.7	85.9	86.1	

定年延長が実現するなか、CD地区2校経験がないから再任用をあきらめることが仕方ないことにならないように制度の見直しを急がねばなりません。